

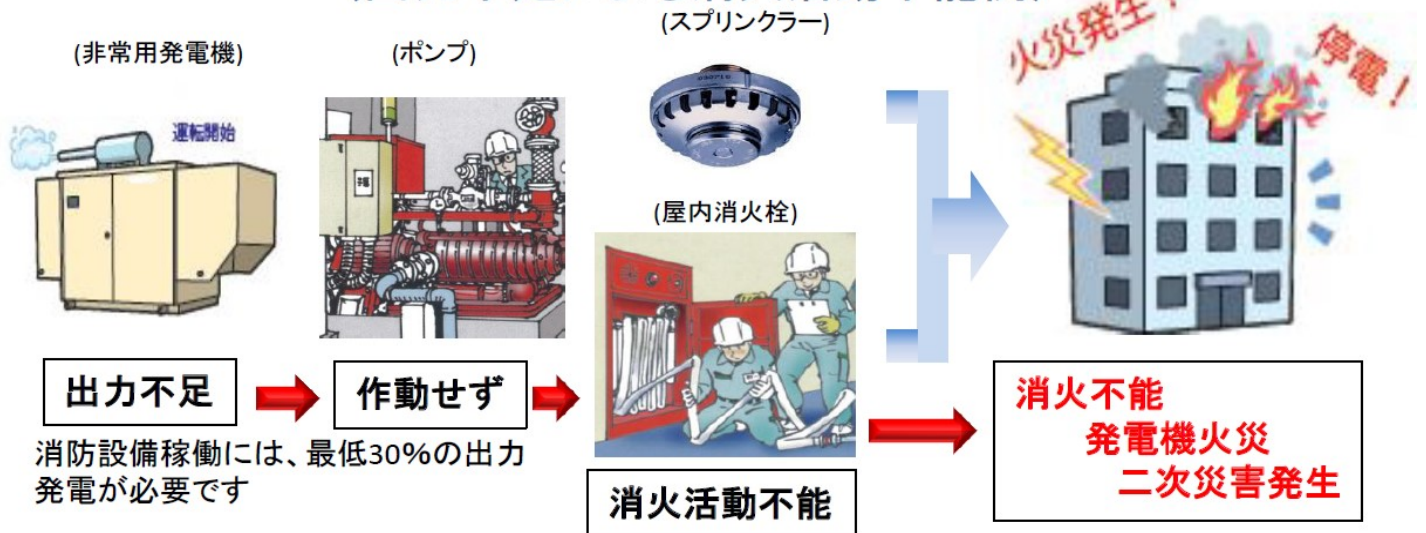
非常時に人命を守る自家発電機の出力点検は 消防法に定められたオーナー様の義務です

発電出力が30%以上出なければ、スプリンクラーや消火栓は動かず非常時の消火活動が出来ません。

毎月行われている 電気事業法の無負荷による起動運転では、非常時の実際の出力確認は出来ません。

その為、消防法では1年に1回30%出力点検が義務付けられております。

〈出力不足による消火活動不能例〉



二次災害は施設所有者及び管理者の責任です (両罰規定第45条第39条第41条)

【法令】

総務省消防庁のホームページ

消防予第214号第24-3 総合点検 🔍 検索

(38頁目参照)

〈消防予第214号-第24-3総合点検38頁目より抜粋〉

<p>運転状況</p>	<p>疑似負荷試験装置、実負荷等により、<u>定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷</u>で必要な時間連続運転を行い確認する。</p>	<p>ア 運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。</p> <p>運転中の煙突から吐き出される排気色が極端な黒色、白色でないことを確認すること。</p> <p>運転中に原動機排気出口より、消音器を経て建物等の外部に至るまでの排気系統に排気ガスの漏れのないことを確認すること。</p>
-------------	--	--